

秦野市公共施設使用料の適正化に係る関係条例の整備に関する条例を制定することについて

秦野市公共施設使用料の適正化に係る関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 29 年 6 月 8 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

市民等の一般使用に供する「公の施設」のうち 33 施設の使用料について、その維持管理経費の一定割合を基本として使用者に負担いただくため引き上げ、又は有料化するとともに、ホール、会議室等の使用時間区分の見直し、無料化の一部導入等を目的として、14 条例を改正するものであります。

秦野市公共施設使用料の適正化に係る関係条例の整備に関する条例

(秦野市立公民館条例の一部改正)

第1条 秦野市立公民館条例（昭和30年秦野市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「（使用料等）」に改め、同条第2項前段中「会議室等」を「多目的ホール」に、「個人による卓球での使用に限り」を「個人使用として、2者以上の者で共同使用する場合に限り」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項に規定するもののほか、公民館の附属設備及び貸出物品の利用料の額は、教育委員会規則で定める。

第7条の見出しを「（使用料等の納付）」に改め、同条第1項に次のただし書を加える。

ただし、前条第3項に規定する利用料は、教育委員会規則で定める期限までに納付するものとする。

第7条第2項中「又は」の次に「他の」を加え、「使用料」を「使用料及び利用料（以下「使用料等」という。）」に、「納付期日」を「納付期限」に改める。

第8条（見出しを含む。）中「使用料」を「使用料等」に改める。

第9条の見出しを「（使用料等の減免）」に改め、同条第1項中「第6条に規定する使用料」を「使用料等」に改め、同条第2項中「使用料」を「使用料等」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

区分		単位	使用料
西公民館	多目的ホール	30分につき	円 400
	集会室A		50
	集会室B		50

	視聴覚室	50
	和室	100
	調理室	50
上公民館	多目的ホール	400
	集会室	150
	和室	200
	調理室	150
	創作活動室	150
南公民館	多目的ホール	400
	集会室	100
	学習室	50
	視聴覚室	50
	和室	100
	調理室	50
北公民館	多目的ホール	600
	集会室	200
	音楽室	150
	和室	200
	調理室	200
	創作活動室	100
大根公民館	多目的ホール	400
	集会室	50
	学習室	100
	和室	250
	調理室	100
東公民館	多目的ホール	400
	集会室A	150
	集会室B	50
	和室	150
	小和室	100
	調理室	100
鶴巻公民館	多目的ホール	400

	コミュニティ室	200
	音楽室	200
	和室	250
	調理室	150
	創作活動室	150
渋沢公民館	多目的ホール	600
	集会室	150
	音楽室	250
	和室	250
	調理室	200
	創作活動室	200
本町公民館	多目的ホール	600
	集会室A	150
	集会室B	50
	音楽室	250
	和室	250
	調理室	150
	創作活動室	150
南が丘公民館	多目的ホール	600
	集会室	100
	セミナー室	200
	音楽室	250
	和室	250
	調理室	250
	創作活動室	200
堀川公民館	多目的ホール	600
	集会室	200
	音楽室	150
	和室	200
	調理室	150
	創作活動室	150

備考 使用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とみなす。

別表第 2（第 6 条関係）

区分		単位	使用料
西公民館	多目的ホール	1 名 1 回（2 時間以内につき）	2 0 0 円
上公民館			
南公民館			
北公民館			
大根公民館			
東公民館			
鶴巻公民館			
渋沢公民館			
本町公民館			
南が丘公民館			
堀川公民館			

備考 小学校就学前の者、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準じる者並びに年齢満 7 0 歳以上の者の使用料は、無料とする。

（秦野市立図書館条例の一部改正）

第 2 条 秦野市立図書館条例（昭和 3 0 年秦野市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を第 1 9 条とし、第 6 条の 4 を第 1 8 条とし、第 6 条の 3 を第 1 7 条とし、第 6 条の 2 を第 1 6 条とし、第 4 条から第 6 条までを 9 条ずつ繰り下げ、第 3 条の次に次の 9 条を加える。

（視聴覚室の使用の承認）

第 4 条 視聴覚室を使用しようとするものは、教育委員会規則で定める期間内に申請をし、教育長による使用の承認を受けなければならない。

2 教育長は、視聴覚室の管理及び運営上必要があると認めるときは、前項の使用の承認に条件を付することができる。

（使用の制限）

第 5 条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、視聴覚室の使用を承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、附属設備、器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) その他管理上支障があると認めるとき。

(使用料等)

第6条 視聴覚室の使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、視聴覚室の附属設備及び貸出物品の利用料の額は、教育委員会規則で定める。

(使用料等の納付)

第7条 視聴覚室の使用料は、使用の承認と同時に納付しなければならない。ただし、前条第2項に規定する利用料は、教育委員会規則で定める期限までに納付するものとする。

2 国又は他の地方公共団体その他これに類する団体が使用する場合の使用料及び利用料（以下「使用料等」という。）は、前項の規定にかかわらず、市長が納付期限を別に指定することができる。

(使用料等の不還付)

第8条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。

(2) 教育長が、公益上その他やむを得ない理由により使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させたとき。

(3) その他教育長が相当の理由があると認めるとき。

(使用料等の減免)

第9条 市長は、使用料等を必要に応じて減免するものとし、その権限を教育委員会に委任する。

2 教育委員会は、前項の規定により委任された使用料等の減免に係る申請の手續、基準等の必要な事項について、教育委員会規則で定める。

(目的外使用等の禁止)

第10条 使用者は、承認を受けた使用目的以外に視聴覚室を使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用承認の取消し等)

第11条 教育長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用

の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、使用者に損害を生じることがあっても、本市は、その責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 第4条第2項の規定により使用の承認に付された条件に違反したとき。
- (3) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) その他特に必要があると認めるとき。

(原状回復等)

第12条 使用者は、図書館の建物、附属設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、教育長の指示に従い、原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条関係）

区分	使用料（30分につき）
視聴覚室	400円

備考 使用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とみなす。

(秦野市文化会館条例の一部改正)

第3条 秦野市文化会館条例（昭和54年秦野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「（使用料等）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定するもののほか、文化会館の附属設備及び貸出物品の利用料の額は、規則で定める。

第7条の見出しを「（使用料等の納付）」に改め、同条第1項ただし書中「使用料は、市長が指定する期日」を「利用料は、規則で定める期限」に改め、同条第2項中「又は」の次に「他の」を加え、「使用料」を「使用料及び利用料（以下「使用料等」という。）」に、「納付期日」を「納付期限」に改める。

第8条（見出しを含む。）中「使用料」を「使用料等」に改める。

第9条を次のように改める。

(使用料等の減免)

第9条 市長は、規則で定めるところにより使用料等を減額し、又は免除す

ることができる。

別表の1の(1)及び(2)の表を次のように改める。

(1) 大ホール基本使用料

区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
平日	円 28,000	円 50,000	円 64,000	円 78,000	円 114,000	円 142,000
土曜日・日曜日・祝日	35,000	62,000	80,000	97,000	142,000	177,000

(2) 小ホール基本使用料

区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
平日	円 8,000	円 14,000	円 19,000	円 22,000	円 33,000	円 41,000
土曜日・日曜日・祝日	10,000	18,000	23,000	28,000	41,000	51,000

別表の3の表を次のように改める。

3 会議室等基本使用料

区分	基本使用料 (30分につき)	区分	基本使用料 (30分につき)
第1会議室	円 300	第1練習室	円 250
第2会議室	150	第2練習室	150
第3会議室	300	第3練習室	200
和室	250		

別表の4の表を次のように改める。

4 楽屋等基本使用料

区分		午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日
		午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後5 時まで	午後6 時から 午後 10時 まで	午前9 時から 午後5 時まで	午後1 時から 午後 10時 まで	午前9 時から 午後 10時 まで
大 ホ ー ル	楽屋 No.1	円 800	円 800	円 800	円 1,600	円 1,600	円 2,400
	楽屋 No.2 (和 室)	800	800	800	1,600	1,600	2,400
	楽屋 No.3	300	300	300	600	600	900
	楽屋 No.4	300	300	300	600	600	900
	楽屋 No.5 (和 室)	300	300	300	600	600	900

	シヤ ワー 室	800	800	800	1,600	1,600	2,400
小 ホ ー ル	楽屋 No.1 (和 室)	300	300	300	600	600	900
	楽屋 No.2 (和 室)	300	300	300	600	600	900
	楽屋 No.3	300	300	300	600	600	900
	シヤ ワー 室	300	300	300	600	600	900
リハーサ ル室	1,700	1,700	1,700	3,400	3,400	5,100	
主催者事 務室	100	100	100	200	200	300	

(秦野市立宮永岳彦記念美術館条例の一部改正)

第4条 秦野市立宮永岳彦記念美術館条例（平成13年秦野市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第11条の見出しを「（市民ギャラリーの使用料等の額）」に改め、同条第1項の表中「2,500円」を「5,000円」に、「5,000円」を「10,000円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 市内のものとは本市に住所を有する個人及び本市に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体を、市外のものとは市内のもの以外のものをいう。

2 加算料

(1) 使用者が入場料等を徴収するときは、使用料に使用料の100パーセントに相当する額を加算する。

(2) 営利を目的とする商品の展示又は展示販売をするときは、使用料に使用料の150パーセントに相当する額を加算する。

第11条第2項を次のように改める。

2 前項に規定するもののほか、市民ギャラリーの附属設備及び貸出物品の利用料の額は、規則で定める。

第12条の見出しを「(使用料等の納付時期)」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、前条第2項に規定する利用料は、規則で定める期限までに納付するものとする。

第13条の見出しを「(使用料等の減免)」に改め、同条中「使用料」を「使用料及び利用料(次条において「使用料等」という。)」に改める。

第14条中「使用料」を「使用料等」に改める。

(秦野市表丹沢野外活動センター条例の一部改正)

第5条 秦野市表丹沢野外活動センター条例(平成18年秦野市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「(使用料等)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、野外活動センターの貸出物品の利用料の額は、規則で定める。

第8条の見出しを「(使用料等の納付)」に改め、同条第1項に次のただし書を加える。

ただし、前条第2項に規定する利用料は、規則で定める期限までに納付するものとする。

第8条第2項中「又は」の次に「他の」を加え、「使用料」を「使用料及び利用料(以下「使用料等」という。)」に改める。

第9条の見出しを「(使用料等の不還付)」に改め、同条本文中「使用料」を「使用料等」に改める。

第10条の見出しを「(使用料等の減免)」に改め、同条中「第7条に規定する使用料」を「使用料等」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分		単位	使用料	
			市内の者	市外の者
キャンプ場	宿泊する場合	1名1泊につき	円 400	円 800
	宿泊しない場合	1名1日につき	200	400
研修棟	宿泊する場合	1名1泊につき	1,800	2,400
	宿泊しない場合	1室1時間につき	300	600
いり棟（昔の生活学習館） （専用使用する場合）		1時間につき	600	1,200
活動室			1,700	3,400
調理室			600	1,200
広場 （専用使用する場合）			400	800

別表備考2中「1人当たり」を「1名」に改め、同表備考3を次のように改める。

- 3 小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準じる者の1名の使用料は、市内の者については無料とし、市外の者については市内の者の欄に定める額とする。

（秦野市立サンライフ鶴巻条例の一部改正）

第6条 秦野市立サンライフ鶴巻条例（平成15年秦野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「（使用料等）」に改め、同条第2項中「附属設備の使用料」を「附属設備及び貸出物品の利用料の額」に改める。

第7条の見出しを「（使用料等の納付時期）」に改め、同条ただし書中「使用料」を「利用料」に、「期日」を「期限」に改める。

第8条の見出しを「（使用料等の減免）」に改め、同条中「第6条に規定する使用料」を「使用料及び利用料（次条において「使用料等」という。）」

に改める。

第9条（見出しを含む。）中「使用料」を「使用料等」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第6条関係）

使用の区分		単位	基本使用料
専用	体育室	30分につき	円 400
	創作活動室		100
	大会議室		150
	特別会議室		100
	和室	2分の1室30分につき 全室30分につき	50 100
共用	体育室	1回（2時間以内）につき	200
	創作活動室		200
	大会議室		200
	トレーニングルーム		350

別表備考3中「1時間」を「30分」に改め、同表備考5を次のように改める。

- 5 小学校就学前の者、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準じる者並びに年齢満70歳以上の者が共用で使用するときの使用料は、無料とする。

（秦野市保健福祉センター条例の一部改正）

第7条 秦野市保健福祉センター条例（平成10年秦野市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号に次のただし書を加える。

ただし、第6条の2に該当するものは、この限りでない。

第6条を次のように改める。

（使用料等）

第6条 保健福祉センターの使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表の1の表又は別表の2の表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、保健福祉センターの附属設備及び貸出物品の利用料の額は、規則で定める。

第6条の次に次の1条を加える。

(定期的企業使用の承認)

第6条の2 市長は、市民の学習、教養等の向上のための教室又は講座を業として行うものに別表の2の表に掲げる施設のうち余裕のある部分を規則で定めるところにより定期的に使用させることができる。

第7条の見出しを「(使用料等の納付)」に改め、同条第1項中「前条ただし書の適用を受けて納付する使用料」を「保健福祉センターの使用料」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第6条第2項に規定する利用料は、規則で定める期限までに納付するものとする。

第7条第2項中「使用料」を「使用料及び利用料(以下「使用料等」という。)」に改める。

第8条を次のように改める。

(使用料等の減免)

第8条 市長は、規則で定めるところにより使用料等を減額し、又は免除することができる。

第9条の見出しを「(使用料等の不還付)」に改め、同条本文中「使用料」を「使用料等」に改め、同条第1号中「保健福祉センターの使用の承認を受けたもの(以下「使用者」という。)」を「使用者」に改める。

別表中「(第4条及び第6条関係)」を「(第4条、第6条、第6条の2関係)」に改め、同表の1の(1)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(1) ステージ・椅子仕様とする場合

	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
使用区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
平日	円 4,500	円 8,200	円 11,200	円 12,700	円 19,500	円 24,000
土曜日・日曜日・祝日	6,000	10,500	13,500	16,500	24,000	30,000

別表の1の(2)の表中「1,000円」を「1,500円」に改める。

別表の2の表を次のように改める。

2 会議室等基本使用料

区分		基本使用料(30分につき)
第1会議室		円 50
第2会議室		100
第3会議室		250
第4会議室		400
第4会議室 の使用区分	会議室1	200
	会議室2	200
和室		150
教養娯楽室		600
教養娯楽室 の使用区分	教養娯楽室1	200
	教養娯楽室2	200
	教養娯楽室3	200
創作活動室		200

備考 使用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とみなす。

(秦野市広畑ふれあいプラザ条例の一部改正)

第8条 秦野市広畑ふれあいプラザ条例（平成11年秦野市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号に次のただし書を加える。

ただし、第6条の2に該当するものは、この限りでない。

第6条を次のように改める。

(使用料等)

第6条 ふれあいプラザの使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、ふれあいプラザの附属設備及び貸出物品の利用料の額は、規則で定める。

第6条の次に次の4条を加える。

(定期的企業使用の承認)

第6条の2 市長は、市民の学習、教養等の向上のための教室又は講座を業として行うものに別表に掲げる施設のうち余裕のある部分を規則で定めるところにより定期的に使用させることができる。

(使用料等の納付)

第6条の3 ふれあいプラザの使用料は、使用の承認と同時に納付しなければならない。ただし、第6条第2項に規定する利用料は、規則で定める期限までに納付するものとする。

2 国又は他の地方公共団体その他これに類する団体が使用する場合の使用料及び利用料（以下「使用料等」という。）は、前項の規定にかかわらず、市長が納付期限を別に指定することができる。

(使用料等の不還付)

第6条の4 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。

(2) 市長が、公益上その他やむを得ない理由により使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させたとき。

(3) その他市長が相当の理由があると認めるとき。

(使用料等の減免)

第6条の5 市長は、規則で定めるところにより使用料等を減額し、又は免除することができる。

第7条中「ふれあいプラザの使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）」を「使用者」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条、第6条の2関係）

区分	基本使用料（30分につき）
多目的ホール	円 400
学習室1	150
学習室2	150
創作活動室	150
和室1	150
和室2	150
調理室	150

備考 使用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とみなす。

(秦野市末広ふれあいセンター条例の一部改正)

第9条 秦野市末広ふれあいセンター条例（平成14年秦野市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(使用料等)

第6条 ふれあいセンターの使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、ふれあいセンターの附属設備及び貸出物品の利用料の額は、規則で定める。

第6条の次に次の3条を加える。

(使用料等の納付)

第6条の2 ふれあいセンターの使用料は、使用の承認と同時に納付しなければならない。ただし、前条第2項に規定する利用料は、規則で定める期限までに納付するものとする。

2 国又は他の地方公共団体その他これに類する団体が使用する場合の使用料及び利用料（以下「使用料等」という。）は、前項の規定にかかわらず、市長が納付期限を別に指定することができる。

（使用料等の不還付）

第6条の3 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。
- (2) 市長が、公益上その他やむを得ない理由により使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させたとき。
- (3) その他市長が相当の理由があると認めるとき。

（使用料等の減免）

第6条の4 市長は、規則で定めるところにより使用料等を減額し、又は免除することができる。

第7条中「第4条第1項の規定によるふれあいセンターの使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）」を「使用者」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条関係）

区分	基本使用料（30分につき）
会議室	円 100
調理室	100
和室	100
洋室	100
伝統文化継承室	100
世代間交流室	150

備考 使用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とみなす。

（秦野市曲松児童センター条例の一部改正）

第10条 秦野市曲松児童センター条例（平成13年秦野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号に次のただし書を加える。

ただし、第6条の2に該当するものは、この限りでない。

第6条の見出しを「（使用料等）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、児童センターの附属設備及び貸出物品の利用料の額は、規則で定める。

第6条の次に次の1条を加える。

（定期的企業使用の承認）

第6条の2 市長は、市民の学習、教養等の向上のための教室又は講座を業として行うものに第3条第1項及び別表に掲げる施設のうち余裕のある部分を規則で定めるところにより定期的に使用させることができる。

第7条の見出しを「（使用料等の納付）」に改め、同条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第6条第2項に規定する利用料は、規則で定める期限までに納付するものとする。

第7条第2項中「又は」の次に「他の」を加え、「使用料」を「使用料及び利用料（以下「使用料等」という。）」に、「納付期日」を「納付期限」に改める。

第8条（見出しを含む。）中「使用料」を「使用料等」に改める。

第9条の見出しを「（使用料等の減免）」に改め、同条中「第6条に規定する使用料」を「使用料等」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第6条、第6条の2関係）

区分	単位	使用料	
会議室A	30分につき	円	調理室と併せて使用する場合は、左の料金に50円を加算する（軽易に使用する場合を除く。）。
		150	
会議室B		100	
和室A		50	
和室B		50	

備考 使用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とみなす。

（秦野市中野健康センター条例の一部改正）

第11条 秦野市中野健康センター条例（平成13年秦野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（使用料等）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項に規定するもののほか、中野健康センターの附属設備及び貸出物

品の利用料の額は、規則で定める。

第6条の見出しを「（使用料等の納付時期）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前条第3項に規定する利用料は、規則で定める期限までに納付するものとする。

第7条を次のように改める。

（使用料等の減免）

第7条 市長は、規則で定めるところにより使用料及び利用料（次条において「使用料等」という。）を減額し、又は免除することができる。

第8条（見出しを含む。）中「使用料」を「使用料等」に改める。

別表第1中「200円」を「300円」に、「400円」を「600円」に改め、同表中備考3を備考4とし、備考2の次に次のように加える。

3 年齢満70歳以上の者の使用料は、無料とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

使用の区分		単位	使用料	
専用	多目的室	30分につき	200円	コミュニティ保育室と併せて使用する場合は、左の料金に50円を加算する。
	和室	30分につき	200円	

備考 使用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とみなす。

（秦野市ほうらい会館条例の一部改正）

第12条 秦野市ほうらい会館条例（昭和55年秦野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「（使用料等）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、ほうらい会館の附属設備及び貸出物品の利用料の額は、規則で定める。

第7条の見出しを「（使用料等の納付）」に改め、同条第1項に次のただし書を加える。

ただし、前条第2項に規定する利用料は、規則で定める期限までに納付するものとする。

第7条第2項中「又は」の次に「他の」を加え、「使用料」を「使用料及

び利用料（以下「使用料等」という。）」に、「納付期日」を「納付期限」に改める。

第8条（見出しを含む。）中「使用料」を「使用料等」に改める。

第9条を次のように改める。

（使用料等の減免）

第9条 市長は、規則で定めるところにより使用料等を減額し、又は免除することができる。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分	使用料（30分につき）
生活改善室	円 100
和室	200
会議室	200
集会室	200
小会議室	100

備考 使用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とみなす。

（秦野市里山ふれあいセンター条例の一部改正）

第13条 秦野市里山ふれあいセンター条例（平成13年秦野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（使用料等）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、里山ふれあいセンターの附属設備及び貸出物品の利用料の額は、規則で定める。

第6条の見出しを「（使用料等の納付）」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、前条第2項に規定する利用料は、規則で定める期限までに納付するものとする。

第6条に次の1項を加える。

2 国又は他の地方公共団体その他これに類する団体が使用する場合の使用料及び利用料（以下「使用料等」という。）は、前項の規定にかかわらず、市長が納付期限を別に指定することができる。

第7条（見出しを含む。）中「使用料」を「使用料等」に改める。

第8条を次のように改める。

(使用料等の減免)

第8条 市長は、規則で定めるところにより使用料等を減額し、又は免除することができる。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第5条関係）

使用の区分	単位	使用料
研修室	30分につき	円 200
木工自習室	1名1回につき	300

別表備考2中「1時間」を「30分」に改める。

(秦野市都市公園条例の一部改正)

第14条 秦野市都市公園条例（昭和50年秦野市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第18条の見出しを「（使用料等の不還付）」に改める。

第19条各号列記以外の部分中「減免する」を「減額し、又は免除する」に改める。

別表第1の1の表秦野市立中央運動公園の部秦野市カルチャーパーク庭球場の項の次に次のように加える。

秦野市カルチャーパーク管理棟集会室

別表第2の1の表を次のように改める。

1 第7条第1項各号に掲げる行為をしようとして都市公園を使用する許可を受けた者が納付しなければならない使用料

行為の区分	単位		使用料
物品の販売、募金その他これらに類する行為	使用面積1平方メートル当たり	1日につき	円 300
		半日につき	150
		1時間につき	40
営業を目的として写真を撮影する行為	撮影機1台当たり	1日につき	300
営業を目的として映画を撮影する行為	1日につき		5,090
興行の行為	使用面積1平方メートル当たり	1日につき	30
		半日につき	15
		1時間につき	4
競技会、展示会、集会その他これらに類する行為	使用面積1平方メートル当たり	1日につき	9
		半日につき	4
		1時間につき	1
その他の行為	市長がその都度定める額		

別表第2の2の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 有料公園施設を使用する許可を受けた者が納付しなければならない使用料

使用の区分			単位	使用料	
秦野市カルチャーパーク陸上競技場	専用(団体)	競技用器具を使用する場合	市内の者	午前のみにつき	円 7,000
				午後のみにつき	9,000
				1日につき	14,000
		市外の者	午前のみにつき	14,000	

		午後のみ につき	18,000
		1日につ き	28,000
競技用器具を 使用しない場 合	市内の者	午前のみ につき	5,000
		午後のみ につき	7,000
		1日につ き	10,000
	市外の者	午前のみ につき	10,000
		午後のみ につき	14,000
		1日につ き	20,000
運動会等で使 用し、競技用 器具を使用す る場合	市内の者	午前のみ につき	19,000
		午後のみ につき	22,000
		1日につ き	38,000
	市外の者	午前のみ につき	38,000
		午後のみ につき	44,000
		1日につ き	76,000
運動会等で使 用し、競技用 器具を使用し ない場合	市内の者	午前のみ につき	17,000
		午後のみ につき	21,000

			1日につき	35,000
		市外の者	午前のみにつき	34,000
			午後のみにつき	42,000
			1日につき	70,000
	共用 (個人)	市内の者	1回につき	100
		市外の者		200
		年間利用		
秦野市カルチャーパーク水泳プール(50メートルプール/25メートルプール/S字形プール/円形プール)	共用 (個人)	市内の者	1回につき	200
			開設期間中	4,000
		市外の者	1回につき	400
	専用 (団体)	50メートルプールを使用する場合	午前のみにつき	10,000
			午後のみにつき	14,000
			1日につき	20,000

秦野市カルチャーパーク野球場		市内の者	1時間につき	2,000
		市外の者		10,000
秦野市カルチャーパーク庭球場		市内の者	1面、1時間につき	500
		市外の者		3,000
秦野市カルチャーパーク管理棟集会室		市内の者	30分につき	100
		市外の者		200
秦野市カルチャーパーク総合体育館	専用(団体)	メインアリーナ	3分の1面、1時間につき	1,400
			2分の1面、1時間につき	2,200
			3分の2面、1時間につき	2,800
			全面、1時間につき	4,200
	サブアリーナ	2分の1面、1時間につき	700	
		全面、1時間につき	1,400	
	第1武道場	2分の1面、1時間につき	500	

			全面、1時間につき	1,000
		第2武道場	2分の1面、1時間につき	500
			全面、1時間につき	1,000
		弓道場	1時間につき	800
		第1会議室		300
		第2会議室		200
		第3会議室		200
	共用 (個人)	サブアリーナ、第1武道場、第2武道場、弓道場	1回(2時間以内につき)	200
		トレーニングルーム		400
秦野市おおね公園庭球場	市内の者		1面、1時間につき	400
	市外の者			2,000
秦野市おおね公園多目的広場	専用 (団体)	市内の者	2分の1面、1時間につき	800
			全面、1時間につき	1,600
		市外の者	2分の1面、1時間につき	3,000
			全面、1時間につき	6,000

	共用 (個人)	市内の者			1回(2 時間以 内)につ き	100
		市外の者				200
秦野市おお ね公園温水 プール	プール	専用(団体)			1時間ま で	10,000
					1時間を 超えると き、1時 間につ き	8,000
	共用 (個人)	大人			1回につ き	600
		年齢 満 7 0 歳 以 上 の 者	市 内 の 者	平日 (7月 及び8 月を除 く。)		400
				土曜 日、日 曜日及 び休日 並びに 7月及 び8月 の平日		600
				市外の者		600
				子ども		200
	トレー ニング ルーム	共用(個人)			1回(2 時間以 内)につ き	400

秦野市立野 緑地庭球場	市内の者	1面、1 時間につ き	500
	市外の者		2,500

別表第2の2の表備考1を次のように改める。

- 1 大人とは義務教育課程修了後の者（年齢による料金区分がある場合は、その者を除く。）を、子どもとは小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準じる者をいう。

別表第2の2の表備考に次のように加える。

- 6 小学校就学前の者、子ども又は年齢満70歳以上の者が秦野市カルチャーパーク陸上競技場、秦野市カルチャーパーク水泳プール、秦野市カルチャーパーク総合体育館のサブアリーナ、第1武道場、第2武道場若しくは弓道場又は秦野市おおね公園多目的広場を共用で使用するときの使用料は、無料とする。
- 7 小学校就学前の者が秦野市おおね公園温水プールのプールを共用で使用するときの使用料は、無料とする。
- 8 子ども又は年齢満70歳以上の者が秦野市おおね公園温水プールのプールを共用で使用するときの使用料は、規則で定める期間において、無料とする。
- 9 年齢満70歳以上の者が秦野市カルチャーパーク総合体育館のトレーニングルーム及び秦野市おおね公園温水プールのトレーニングルームを共用で使用するときの使用料は、無料とする。

別表第2の3の表秦野市カルチャーパーク野球場の部電光掲示板設備の項使用料の欄中「500円」を「1,200円」に改める。

附 則

この条例は、平成29年10月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後の使用に係る申請から適用する。ただし、施設の窓口又はインターネット若しくは口頭により使用の仮申請を受け付ける施設にあつては、施行日前に仮申請が行われたもの及び施行日において仮申請のための抽選が行われるものについては、適用しない。

議案第26号 秦野市公共施設使用料の適正化に係る関係条例の整備に関する条例案新旧対照表

新	旧
<p>秦野市立公民館条例の一部改正</p>	
<p><u>(使用料等)</u> 第6条 (略) 2 別表第2に掲げる<u>多目的ホール</u>については、使用日当日においても使用の申請がないときは、<u>個人使用として、2者以上の者で共同使用する場合に限り</u>、その使用を承認することができる。この場合において、使用者は、前項の規定にかかわらず、同表に定める使用料を納付しなければならない。 3 前2項に規定するもののほか、<u>公民館の附属設備及び貸出物品の利用料の額は、教育委員会規則で定める。</u></p>	<p><u>(使用料)</u> 第6条 (略) 2 別表第2に掲げる<u>会議室等</u>については、使用日当日においても使用の申請がないときは、<u>個人による卓球での使用に限り</u>、その使用を承認することができる。この場合において、使用者は、前項の規定にかかわらず、同表に定める使用料を納付しなければならない。</p>
<p><u>(使用料等の納付)</u> 第7条 公民館の使用料は、使用の承認と同時に納付しなければならない。<u>ただし、前条第3項に規定する利用料は、教育委員会規則で定める期限までに納付するものとする。</u> 2 国又は<u>他の地方公共団体その他これに類する団体が使用する場合の使用料及び利用料</u>（以下「<u>使用料等</u>」という。）は、前項の規定にかかわらず、市長が<u>納付期限</u>を別に指定することができる。</p>	<p><u>(使用料の納付)</u> 第7条 公民館の使用料は、使用の承認と同時に納付しなければならない。 2 国又は地方公共団体その他これに類する団体が使用する場合の<u>使用料</u>は、前項の規定にかかわらず、市長が<u>納付期日</u>を別に指定することができる。</p>

(使用料等の不還付)

第8条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) - (3) (略)

(使用料等の減免)

第9条 市長は、使用料等を必要に応じて減免するものとし、その権限を教育委員会に委任する。

2 教育委員会は、前項の規定により委任された使用料等の減免に係る申請の手続、基準等の必要な事項について、教育委員会規則で定める。

別表第1 (第6条関係)

(略)

備考 使用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とみなす。

別表第2 (第6条関係)

(略)

備考 小学校就学前の者、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準じる者並びに年齢満70歳以上の者の使用料

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) - (3) (略)

(使用料の減免)

第9条 市長は、第6条に規定する使用料を必要に応じて減免するものとし、その権限を教育委員会に委任する。

2 教育委員会は、前項の規定により委任された使用料の減免に係る申請の手続、基準等の必要な事項について、教育委員会規則で定める。

別表第1 (第6条関係)

(略)

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。

別表第2 (第6条関係)

(略)

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。

は、無料とする。

秦野市立図書館条例の一部改正

(視聴覚室の使用の承認)

第4条 視聴覚室を使用しようとするものは、教育委員会規則で定める期間内に申請をし、教育長による使用の承認を受けなければならない。

2 教育長は、視聴覚室の管理及び運営上必要があると認めるときは、前項の使用の承認に条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、視聴覚室の使用を承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、附属設備、器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) その他管理上支障があると認めるとき。

(使用料等)

第6条 視聴覚室の使用の承認を受けたもの（以下「使用者」と

いう。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、視聴覚室の附属設備及び貸出物品の利用料の額は、教育委員会規則で定める。

(使用料等の納付)

第7条 視聴覚室の使用料は、使用の承認と同時に納付しなければならない。ただし、前条第2項に規定する利用料は、教育委員会規則で定める期限までに納付するものとする。

2 国又は他の地方公共団体その他これに類する団体が使用する場合の使用料及び利用料(以下「使用料等」という。)は、前項の規定にかかわらず、市長が納付期限を別に指定することができる。

(使用料等の不還付)

第8条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。

(2) 教育長が、公益上その他やむを得ない理由により使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させたとき。

(3) その他教育長が相当の理由があると認めるとき。

(使用料等の減免)

第9条 市長は、使用料等を必要に応じて減免するものとし、その権限を教育委員会に委任する。

2 教育委員会は、前項の規定により委任された使用料等の減免に係る申請の手續、基準等の必要な事項について、教育委員会規則で定める。

(目的外使用等の禁止)

第10条 使用者は、承認を受けた使用目的以外に視聴覚室を使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用承認の取消し等)

第11条 教育長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、使用者に損害を生じることがあっても、本市は、その責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 第4条第2項の規定により使用の承認に付された条件に違反したとき。
- (3) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) その他特に必要があると認めるとき。

(原状回復等)

第12条 使用者は、図書館の建物、附属設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、教育長の指示に従い、原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

第13条—第15条 (略)

第16条 (略)

第17条 (略)

第18条 (略)

第19条 (略)

別表 (第6条関係)

(略)

備考 使用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とみなす。

第4条—第6条 (略)

第6条の2 (略)

第6条の3 (略)

第6条の4 (略)

第7条 (略)

秦野市文化会館条例の一部改正

(使用料等)

第6条 (略)

2 前項に規定するもののほか、文化会館の附属設備及び貸出物品の利用料の額は、規則で定める。

(使用料)

第6条 (略)

2 前項に規定するもののほか、文化会館の附属設備又は器具等を使用する場合は、市長が別に定める使用料を納付しなければならない

(使用料等の納付)

第7条 文化会館の使用料は、使用の承認と同時に納付しなければならない。ただし、前条第2項に規定する利用料は、規則で定める期限までに納付するものとする。

2 国又は他の地方公共団体その他これに類する団体が使用する場合の使用料及び利用料（以下「使用料等」という。）は、前項の規定にかかわらず、市長が別に納付期限を指定することができる。

(使用料等の不還付)

第8条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1)－(4) (略)

(使用料等の減免)

第9条 市長は、規則で定めるところにより使用料等を減額し、又は免除することができる。

別表（第6条関係） (略)

ならない。

(使用料の納付)

第7条 文化会館の使用料は、使用の承認と同時に納付しなければならない。ただし、前条第2項に規定する使用料は、市長が指定する期日までに納付するものとする。

2 国又は地方公共団体その他これに類する団体が使用する場合の使用料は、前項の規定にかかわらず、市長が別に納付期日を指定することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1)－(4) (略)

(使用料の減免)

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、第6条に規定する使用料を減免することができる。

別表（第6条関係） (略)

秦野市立宮永岳彦記念美術館条例の一部改正

(市民ギャラリーの使用の不承認)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市民ギャラリーの使用を承認しない。

(1) - (3) (略)

(4)・(5) (略)

(市民ギャラリーの使用料等の額)

第11条 市民ギャラリーの使用料（以下「使用料」という。）の額は、次の表に定めるとおりとする。

(略)

備考

1 市内のものとは本市に住所を有する個人及び本市に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体を、市外のものとは市内のもの以外のものをいう。

2 加算料

(1) 使用者が入場料等を徴収するときは、使用料に使用料の100パーセントに相当する額を加算する。

(2) 営利を目的とする商品の展示又は展示販売をするときは、使用料に使用料の150パーセントに相当する額を

(市民ギャラリーの使用の不承認)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市民ギャラリーの使用を承認しない。

(1) - (3) (略)

(4) もっぱら営利を目的とする事業を行うものと認めるとき。

(5)・(6) (略)

(市民ギャラリーの使用料の額)

第11条 市民ギャラリーの使用料（以下「使用料」という。）の額は、次の表に定めるとおりとする。

(略)

備考 市内のものとは本市に住所を有する個人及び本市に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体を、市外のものとは市内のもの以外のものをいう。

加算する。

2 前項に規定するもののほか、市民ギャラリーの附属設備及び貸出物品の利用料の額は、規則で定める。

(使用料等の納付時期)

第12条 使用者は、使用の承認を受けた際に使用料を納付しなければならない。ただし、前条第2項に規定する利用料は、規則で定める期限までに納付するものとする。

(使用料等の減免)

第13条 市長は、規則で定めるところにより使用料及び利用料 (次条において「使用料等」という。)を減額し、又は免除することができる。

(準用)

第14条 第6条の規定は、使用料等について準用する。この場合において、同条中「観覧料」とあるのは「使用料等」と、「観覧者」とあるのは「使用者」と、「観覧する」とあるのは「使用する」と読み替えるものとする。

2 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収するときは、使用料の100パーセントに相当する額を加算する。

(使用料の納付時期)

第12条 使用者は、使用の承認を受けた際に使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(準用)

第14条 第6条の規定は、使用料について準用する。この場合において、同条中「観覧料」とあるのは「使用料」と、「観覧者」とあるのは「使用者」と、「観覧する」とあるのは「使用する」と読み替えるものとする。

秦野市表丹沢野外活動センター条例の一部改正

(使用料等)

第7条 (略)

2 前項に規定するもののほか、野外活動センターの貸出物品の

(使用料)

第7条 (略)

利用料の額は、規則で定める。

(使用料等の納付)

第8条 野外活動センターの使用料は、使用の承認と同時に納付しなければならない。ただし、前条第2項に規定する利用料は、規則で定める期限までに納付するものとする。

2 国又は他の地方公共団体その他これらに類する団体が使用する場合の使用料及び利用料（以下「使用料等」という。）は、前項の規定にかかわらず、市長が納付期限を別に指定することができる。

(使用料等の不還付)

第9条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) - (3) (略)

(使用料等の減免)

第10条 市長は、規則で定めるところにより使用料等を減額し、又は免除することができる。

別表（第7条関係）

(略)

備考

(使用料の納付)

第8条 野外活動センターの使用料は、使用の承認と同時に納付しなければならない。

2 国又は地方公共団体その他これらに類する団体が使用する場合の使用料は、前項の規定にかかわらず、市長が納付期限を別に指定することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) - (3) (略)

(使用料の減免)

第10条 市長は、規則で定めるところにより第7条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

別表（第7条関係）

(略)

備考

- 1 (略)
- 2 小学校就学前の者の1名の使用料は、市内の者又は市外の者にかかわらず、無料とする。
- 3 小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準じる者の1名の使用料は、市内の者については無料とし、市外の者については市内の者の欄に定める額とする。

4-6 (略)

- 1 (略)
- 2 小学校就学前の者の1人当たりの使用料は、市内の者又は市外の者にかかわらず、無料とする。
- 3 小・中学生（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学する者）の1人当たりの使用料は、市内の者については無料とし、市外の者については市内の者の欄に定める額とする。

4-6 (略)

秦野市立サンライフ鶴巻条例の一部改正

(使用料等)

第6条 (略)

- 2 前項に規定するもののほか、サンライフ鶴巻の附属設備及び貸出物品の利用料の額は、規則で定める。

(使用料等の納付時期)

第7条 サンライフ鶴巻の使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、使用の承認を受けた際に使用料を納付しなければならない。ただし、前条第2項に規定する利用料は、規則で定める期限までに納付するものとする。

(使用料)

第6条 (略)

- 2 前項に規定するもののほか、サンライフ鶴巻の附属設備の使用料は、規則で定める。

(使用料の納付時期)

第7条 サンライフ鶴巻の使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、使用の承認を受けた際に使用料を納付しなければならない。ただし、前条第2項に規定する使用料は、規則で定める期日までに納付するものとする。

(使用料等の減免)

第8条 市長は、規則で定めるところにより使用料及び利用料
(次条において「使用料等」という。)を減額し、又は免除する
ことができる。

(使用料等の不還付)

第9条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のい
ずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することが
できる。

(1) - (4) (略)

別表 (第6条関係)

(略)

備考

1・2 (略)

3 現に使用した時間に30分未満の端数が生じたときは、
その端数の時間を30分として計算する。

4 (略)

5 小学校就学前の者、小学校の児童及び中学校の生徒並び
にこれらに準じる者並びに年齢満70歳以上の者が共用で
使用するときの使用料は、無料とする。

(使用料の減免)

第8条 市長は、規則で定めるところにより第6条に規定する使
用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のい
ずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することが
できる。

(1) - (4) (略)

別表 (第6条関係)

(略)

備考

1・2 (略)

3 現に使用した時間に1時間未満の端数が生じたときは、
その端数の時間を1時間として計算する。

4 (略)

5 大人とは義務教育課程修了後の者を、子どもとは小学校
の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準じる者をいう。

秦野市保健福祉センター条例の一部改正

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保健福祉センターの使用を承認しない。

(1) - (3) (略)

(4) 営利を目的とする事業を行うものと認めるとき。ただし、第6条の2に該当するものは、この限りでない。

(5)・(6) (略)

(使用料等)

第6条 保健福祉センターの使用の承認を受けたもの(以下「使用者」という。)は、別表の1の表又は別表の2の表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、保健福祉センターの附属設備及び貸出物品の利用料の額は、規則で定める。

(定期的企業使用の承認)

第6条の2 市長は、市民の学習、教養等の向上のための教室又は講座を業として行うものに別表の2の表に掲げる施設のうち余裕のある部分を規則で定めるところにより定期的に使用させることができる。

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保健福祉センターの使用を承認しない。

(1) - (3) (略)

(4) 営利を目的とする事業を行うものと認めるとき。

(5)・(6) (略)

(使用料)

第6条 保健福祉センターの使用に係る使用料は、無料とする。ただし、第2条に定める保健福祉センターの設置目的以外の目的で使用するものは、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

(使用料等の納付)

第7条 保健福祉センターの使用料は、使用の承認と同時に納付しなければならない。ただし、第6条第2項に規定する利用料は、規則で定める期限までに納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、国又は他の地方公共団体が使用する場合の使用料及び利用料（以下「使用料等」という。）については、市長が別に納付期限を指定することができる。

(使用料等の減免)

第8条 市長は、規則で定めるところにより使用料等を減額し、又は免除することができる。

(使用料等の不還付)

第9条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。

(2) - (4) (略)

別表（第4条、第6条、第6条の2関係）

1 多目的ホール基本使用料

(1) ステージ・椅子仕様とする場合

(使用料の納付)

第7条 前条ただし書の適用を受けて納付する使用料は、使用の承認と同時に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国又は他の地方公共団体が使用する場合の使用料については、市長が別に納付期限を指定することができる。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、別表に掲げる使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 保健福祉センターの使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。

(2) - (4) (略)

別表（第4条及び第6条関係）

1 多目的ホール基本使用料

(1) ステージ・椅子仕様とする場合

(略)

備考 (略)

(2) ステージ・椅子仕様としない場合

(略)

備考 (略)

2 会議室等基本使用料

(略)

備考 使用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とみなす。

(略)

備考 (略)

(2) ステージ・椅子仕様としない場合

(略)

備考 (略)

2 会議室等基本使用料

(略)

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。

秦野市広畑ふれあいプラザ条例の一部改正

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ふれあいプラザの使用を承認しない。

(1) - (3) (略)

(4) 営利を目的とする事業を行うものと認めるとき。ただし、第6条の2に該当するものは、この限りでない。

(5)・(6) (略)

(使用料等)

第6条 ふれあいプラザの使用の承認を受けたもの(以下「使用

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ふれあいプラザの使用を承認しない。

(1) - (3) (略)

(4) 営利を目的とする事業を行うものと認めるとき。

(5)・(6) (略)

(使用料)

第6条 ふれあいプラザの使用に係る使用料は、無料とする。

者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、ふれあいプラザの附属設備及び貸出物品の利用料の額は、規則で定める。

(定期的企業使用の承認)

第6条の2 市長は、市民の学習、教養等の向上のための教室又は講座を業として行うものに別表に掲げる施設のうち余裕のある部分を規則で定めるところにより定期的に使用させることができる。

(使用料等の納付)

第6条の3 ふれあいプラザの使用料は、使用の承認と同時に納付しなければならない。ただし、第6条第2項に規定する利用料は、規則で定める期限までに納付するものとする。

2 国又は他の地方公共団体その他これに類する団体が使用する場合の使用料及び利用料(以下「使用料等」という。)は、前項の規定にかかわらず、市長が納付期限を別に指定することができる。

(使用料等の不還付)

第6条の4 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めによらない理由により使用することができな

なくなったとき。

(2) 市長が、公益上その他やむを得ない理由により使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させたとき。

(3) その他市長が相当の理由があると認めるとき。

(使用料等の減免)

第6条の5 市長は、規則で定めるところにより使用料等を減額し、又は免除することができる。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第7条 使用者は、承認を受けた目的以外にふれあいプラザを使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

別表 (第6条、第6条の2関係)

(略)

備考 使用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とみなす。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第7条 ふれあいプラザの使用の承認を受けたもの (以下「使用者」という。)は、承認を受けた目的以外にふれあいプラザを使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

秦野市末広ふれあいセンター条例の一部改正

(使用料等)

第6条 ふれあいセンターの使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、ふれあいセンターの附属設備及び貸出物品の利用料の額は、規則で定める。

(使用料等の納付)

第6条の2 ふれあいセンターの使用料は、使用の承認と同時に納付しなければならない。ただし、前条第2項に規定する利用料は、規則で定める期限までに納付するものとする。

2 国又は他の地方公共団体その他これに類する団体が使用する場合の使用料及び利用料（以下「使用料等」という。）は、前項の規定にかかわらず、市長が納付期限を別に指定することができる。

(使用料等の不還付)

第6条の3 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。

(使用料)

第6条 ふれあいセンターの使用に係る使用料は、無料とする。

(2) 市長が、公益上その他やむを得ない理由により使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させたと
き。

(3) その他市長が相当の理由があると認めるとき。

(使用料等の減免)

第6条の4 市長は、規則で定めるところにより使用料等を減額し、又は免除することができる。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第7条 使用者は、承認を受けた目的以外にふれあいセンターを使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

別表 (第6条関係)

(略)

備考 使用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とみなす。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第7条 第4条第1項の規定によるふれあいセンターの使用の承認を受けたもの (以下「使用者」という。)は、承認を受けた目的以外にふれあいセンターを使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

秦野市曲松児童センター条例の一部改正

(使用の不承認)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による児童センターの使用を承認しない。

(1)・(2) (略)

(3) もっぱら営利を目的とする事業を行うものと認めるとき。
ただし、第6条の2に該当するものは、この限りでない。

(4)・(5) (略)

(使用料等)

第6条 (略)

2 前項に規定するもののほか、児童センターの附属設備及び貸出物品の利用料の額は、規則で定める。

(定期的企業使用の承認)

第6条の2 市長は、市民の学習、教養等の向上のための教室又は講座を業として行うものに第3条第1項及び別表に掲げる施設のうち余裕のある部分を規則で定めるところにより定期的に使用させることができる。

(使用料等の納付)

第7条 児童センターの使用料は、使用の承認と同時に納付しなければならない。ただし、第6条第2項に規定する利用料は、規則で定める期限までに納付するものとする。

(使用の不承認)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による児童センターの使用を承認しない。

(1)・(2) (略)

(3) もっぱら営利を目的とする事業を行うものと認めるとき。

(4)・(5) (略)

(使用料)

第6条 (略)

(使用料の納付)

第7条 児童センターの使用料は、使用の承認と同時に納付しなければならない。

2 国又は他の地方公共団体その他これに類する団体が使用する場合の使用料及び利用料（以下「使用料等」という。）は、前項の規定にかかわらず、市長が納付期限を別に指定することができる。

（使用料等の不還付）

第8条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1)－(3) (略)

（使用料等の減免）

第9条 市長は、規則で定めるところにより使用料等を減額し、又は免除することができる。

別表（第6条、第6条の2関係）

（略）

備考 使用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とみなす。

2 国又は地方公共団体その他これに類する団体が使用する場合の使用料は、前項の規定にかかわらず、市長が納付期日を別に指定することができる。

（使用料の不還付）

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1)－(3) (略)

（使用料の減免）

第9条 市長は、規則で定めるところにより第6条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

別表（第6条関係）

（略）

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。

秦野市中野健康センター条例の一部改正

(使用料等)

第5条 (略)

2 (略)

3 前2項に規定するもののほか、中野健康センターの附属設備及び貸出物品の利用料の額は、規則で定める。

(使用料等の納付時期)

第6条 (略)

2 (略)

3 前条第3項に規定する利用料は、規則で定める期限までに納付するものとする。

(使用料等の減免)

第7条 市長は、規則で定めるところにより使用料及び利用料(次条において「使用料等」という。)を減額し、又は免除することができる。

(使用料等の不還付)

第8条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) - (3) (略)

(使用料)

第5条 (略)

2 (略)

(使用料の納付時期)

第6条 (略)

2 (略)

(使用料の免除)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) - (3) (略)

別表第1（第5条関係）

（略）

備考

1・2 （略）

3 年齢満70歳以上の者の使用料は、無料とする。

4 （略）

別表第2（第5条関係）

（略）

備考 使用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とみなす。

別表第1（第5条関係）

（略）

備考

1・2 （略）

3 （略）

別表第2（第5条関係）

（略）

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。

秦野市ほうらい会館条例の一部改正

（使用料等）

第6条 （略）

2 前項に規定するもののほか、ほうらい会館の附属設備及び貸出物品の利用料の額は、規則で定める。

（使用料等の納付）

第7条 ほうらい会館の使用料は、使用の承認と同時に納付しなければならない。ただし、前条第2項に規定する利用料は、規

（使用料）

第6条 （略）

（使用料の納付）

第7条 ほうらい会館の使用料は、使用の承認と同時に納付しなければならない。

則で定める期限までに納付するものとする。

2 国又は他の地方公共団体その他これに類する団体が使用する場合の使用料及び利用料（以下「使用料等」という。）は、前項の規定にかかわらず、市長が納付期限を別に指定することができる。

（使用料等の不還付）

第8条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) - (3) (略)

（使用料等の減免）

第9条 市長は、規則で定めるところにより使用料等を減額し、又は免除することができる。

別表（第6条関係）

（略）

備考 使用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とみなす。

2 国又は地方公共団体その他これに類する団体が使用する場合の使用料は、前項の規定にかかわらず、市長が納付期日を別に指定することができる。

（使用料の不還付）

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) - (3) (略)

（使用料の免除）

第9条 市長は、第6条に規定する使用料を必要に応じて免除することができる。

別表（第6条関係）

（略）

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。

秦野市里山ふれあいセンター条例の一部改正

(使用料等)

第5条 (略)

2 前項に規定するもののほか、里山ふれあいセンターの附属設備及び貸出物品の利用料の額は、規則で定める。

(使用料等の納付)

第6条 里山ふれあいセンターの使用料は、使用の承認と同時に納付しなければならない。ただし、前条第2項に規定する利用料は、規則で定める期限までに納付するものとする。

2 国又は他の地方公共団体その他これに類する団体が使用する場合の使用料及び利用料（以下「使用料等」という。）は、前項の規定にかかわらず、市長が納付期限を別に指定することができる。

(使用料等の不還付)

第7条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) - (3) (略)

(使用料等の減免)

第8条 市長は、規則で定めるところにより使用料等を減額し、又は免除することができる。

(使用料)

第5条 (略)

(使用料の納付)

第6条 里山ふれあいセンターの使用料は、使用の承認と同時に納付しなければならない。

(使用料の不還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) - (3) (略)

(使用料の免除)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、第5条に規定する使用料を免除することができる。

別表（第5条関係）

（略）

備考

- 1 （略）
- 2 使用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とみなす。

別表（第5条関係）

（略）

備考

- 1 （略）
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。

秦野市都市公園条例の一部改正

（使用料等の不還付）

第18条 （略）

（使用料等の減免）

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、その使用等が本市における公共の福祉の増進に貢献するものであるときは、使用料等（有料公園附属設備の使用料を除く。）を減額し、又は免除することができる。

(1) - (3) （略）

（使用料等の還付）

第18条 （略）

（使用料等の減免）

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、その使用等が本市における公共の福祉の増進に貢献するものであるときは、使用料等（有料公園附属設備の使用料を除く。）を減免することができる。

(1) - (3) （略）

別表第1（第9条関係）

1 有料公園施設

都市公園の名称	有料公園施設の名称
秦野市立中央運動公園	(略)
	秦野市カルチャーパーク庭球場
	秦野市カルチャーパーク管理棟集会室
	秦野市カルチャーパーク総合体育館
(略)	

2 (略)

別表第2（第14条関係）

- 1 第7条第1項各号に掲げる行為をしようとして都市公園を使用する許可を受けた者が納付しなければならない使用料

(略)

- 2 有料公園施設を使用する許可を受けた者が納付しなければならない使用料

(略)

備考

- 1 大人とは義務教育課程修了後の者（年齢による料金区分がある場合は、その者を除く。）を、子どもとは小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準じる者をいう。

別表第1（第9条関係）

1 有料公園施設

都市公園の名称	有料公園施設の名称
秦野市立中央運動公園	(略)
	秦野市カルチャーパーク庭球場
	秦野市カルチャーパーク総合体育館
(略)	

2 (略)

別表第2（第14条関係）

- 1 第7条第1項各号に掲げる行為をしようとして都市公園を使用する許可を受けた者が納付しなければならない使用料

(略)

- 2 有料公園施設を使用する許可を受けた者が納付しなければならない使用料

(略)

備考

- 1 高齢者とは年齢満70歳以上の者を、大人とは義務教育課程修了後の者（高齢者の料金区分がある場合は、高齢者を除く。）を、子どもとは小学校の児童及び中学校の生徒

2-5 (略)

6 小学校就学前の者、子ども又は年齢満70歳以上の者が
秦野市カルチャーパーク陸上競技場、秦野市カルチャーパ
ーク水泳プール、秦野市カルチャーパーク総合体育館のサ
ブアリーナ、第1武道場、第2武道場若しくは弓道場又は
秦野市おおね公園多目的広場を共用で使用するときの使用
料は、無料とする。

7 小学校就学前の者が秦野市おおね公園温水プールのプー
ルを共用で使用するときの使用料は、無料とする。

8 子ども又は年齢満70歳以上の者が秦野市おおね公園温
水プールのプールを共用で使用するときの使用料は、規則
で定める期間において、無料とする。

9 年齢満70歳以上の者が秦野市カルチャーパーク総合体
育館のトレーニングルーム及び秦野市おおね公園温水プー
ルのトレーニングルームを共用で使用するときの使用料
は、無料とする。

3 有料公園附属設備を使用する許可を受けた者が納付しな
ければならない使用料

(略)

備考 (略)

並びにこれらに準じる者をいう。

2-5 (略)

3 有料公園附属設備を使用する許可を受けた者が納付しな
ければならない使用料

(略)

備考 (略)

4・5 (略)

附 則

この条例は、平成29年10月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後の使用に係る申請から適用する。ただし、施設の窓口又はインターネット若しくは口頭により使用の仮申請を受け付ける施設にあっては、施行日前に仮申請が行われたもの及び施行日において仮申請のための抽選が行われるものについては、適用しない。

4・5 (略)

「秦野市公共施設使用料の適正化に係る関係条例の整備に関する
条例（案）」の概要

1 目的

人口減少と住民の高齢化が進む中で、公共施設サービスを次世代に重い負担を残すことなく持続可能なものとし、公共施設の老朽化対策の推進に資するため、市民等が一般使用する33施設の使用料について、引き上げ、又は新たに有料化するとともに、子どもと年齢満70歳以上の方を対象とする無料化の一部導入や利便性向上のための使用時間区分の見直し等を行うもの。

2 対象施設（33施設）

公民館（11館）	図書館（視聴覚室）	文化会館
宮永岳彦記念美術館 （市民ギャラリー）	表丹沢野外活動センター	サンライフ鶴巻
保健福祉センター	広畑ふれあいプラザ	末広ふれあいセンター
曲松児童センター	中野健康センター	ほうらい会館
里山ふれあいセンター	立野緑地庭球場	
カルチャーパーク陸上競技場、水泳プール、野球場、庭球場、 管理棟（集会室）、総合体育館		
おおね公園庭球場、多目的広場、温水プール		

3 条例（案）の概要（見直しの概要）

(1) 市民の利便性向上のための施策

- ア 会議室等の使用時間区分の見直し（30分単位の使用料の導入）
- イ プールやトレーニングルーム等の共用使用について、子ども（中学生以下）と年齢満70歳以上の方の使用料を無料化（おおね公園温水プールは、期間を定めて無料化）
- ウ 使用が少ない時間帯の施設を有効活用するため、市民向けの教室や講座を行う方の「定期使用」（平成28年4月から試行実施中）の制度化（保健福祉センター等3施設）

- エ 市民活動等に使用できる施設の追加（図書館の視聴覚室等3施設）
- オ 子どもへの教育、学習又は技術の教授等を行う使用に対する使用料の減額〔規則で定める予定〕
- カ 市内の中学校や高等学校の部活動での使用に対する使用料の免除〔規則で定める予定〕

(2) 公共施設サービスを持続可能なものとするための施策

- ア 各施設の管理運営経費に基づく使用料の設定
基準：施設の管理運営経費（減価償却費相当額を加算）の3分の1の額を稼働率50パーセントと仮定した状態で賄える額
値上げ幅の上限：平成26年11月策定の「公共施設の利用者負担の適正化に関する方針」では「2.5倍以内」としていたが、特段の理由がない限り2倍以内に値上げ幅を抑制
- イ 無料施設の有料化（広畑ふれあいプラザ等3施設）
- ウ 特別の附属設備や備品について、老朽化しているものは更新にあわせて利用料を設定〔規則で定める予定〕

4 平均改定率

全33施設 平均改定率 約55パーセント引き上げ

5 施行日

平成29年10月1日以降に使用の申請（窓口やインターネットによる仮申請を含む。）を行う場合から適用する。

6 使用料の増収見込みと基金への積立

約7,000万円/年

計画的な老朽化対策の財源に充てるため、増収見込み額のうち、一定割合を毎年度末に公共施設整備基金に積立てる。積立金は、大規模改修又は建替えの財源の一部に充てる。

**秦野市公共施設使用料の適正化に係る関係条例の整備に関する条例案
使用料改定案の一覧**

第 1 条 秦野市立公民館条例の一部改正

別表第 1 (専用使用)

区分 (従前の名称)		単位	改定案	現行
西公民館	多目的ホール (大会議室)	30分につき	400円	200円
	集会室 A (会議室)		50円	100円
	集会室 B (小会議室)		50円	100円
	視聴覚室		50円	100円
	和室		100円	100円
	調理室		50円	100円
上公民館	多目的ホール (大会議室)		400円	200円
	集会室 (会議室)		150円	100円
	和室		200円	100円
	調理室 (調理実習室)		150円	100円
	創作活動室		150円	100円
南公民館	多目的ホール (大会議室)		400円	300円
	集会室 (会議室)		100円	100円
	学習室		50円	100円
	視聴覚室		50円	100円
	和室		100円	100円
	調理室		50円	100円
北公民館	多目的ホール (大会議室)		600円	300円
	集会室 (会議室)		200円	100円
	音楽室		150円	100円
	和室		200円	100円
	調理室 (調理実習室)		200円	100円
	創作活動室		100円	100円
大根公民館	多目的ホール (ホール)		400円	200円
	集会室 (会議室)	50円	100円	
	学習室	100円	100円	
	和室	250円	100円	
	調理室 (調理実習室)	100円	100円	
東公民館	多目的ホール (ホール)	400円	200円	
	集会室 A (会議室 A)	150円	100円	
	集会室 B (会議室 B)	50円	100円	
	和室	150円	100円	
	小和室	100円	100円	
	調理室	100円	100円	

鶴巻公民館	多目的ホール（大小会議室）	30分につき	400円	200円
	コミュニティ室		200円	100円
	音楽室		200円	100円
	和室		250円	100円
	調理室		150円	100円
	創作活動室		150円	100円
渋沢公民館	多目的ホール（大会議室）		600円	300円
	集会室（会議室）		150円	100円
	音楽室		250円	100円
	和室		250円	100円
	調理室（調理実習室）		200円	100円
	創作活動室		200円	100円
本町公民館	多目的ホール（大会議室）		600円	300円
	集会室A（中会議室）		150円	100円
	集会室B（小会議室）		50円	100円
	音楽室		250円	100円
	和室		250円	100円
	調理室		150円	100円
南が丘公民館	多目的ホール（大会議室）		600円	300円
	集会室（小会議室）		100円	100円
	セミナー室		200円	100円
	音楽室		250円	100円
	和室		250円	100円
	調理室（調理実習室）		250円	100円
堀川公民館	多目的ホール（大会議室）	600円	300円	
	集会室（会議室）	200円	100円	
	音楽室	150円	100円	
	和室	200円	100円	
	調理室	150円	100円	
	創作活動室	150円	100円	

別表第2（共用使用）

区分		単位	改定案	現行
西公民館	多目的ホール （従前の名称は、大会議室又はホール）	1名1回（2時間以内につき） （従前は、卓球台1台1時間につき）	200円	200円
上公民館				
南公民館				
北公民館				
大根公民館				
東公民館				
鶴巻公民館				
渋沢公民館				
本町公民館				
南が丘公民館				
堀川公民館				

第2条 秦野市立図書館条例の一部改正

別表

区分	単位	改定案	現行
視聴覚室	30分につき	400円	新規設定

第3条 秦野市文化会館条例の一部改正

別表の1～4

区分			改定案	現行	
大ホール	平日	午前	午前9時から正午まで	28,000円	22,000円
		午後	午後1時から午後5時まで	50,000円	41,000円
		夜間	午後6時から午後10時まで	64,000円	53,000円
		午前・午後	午前9時から午後5時まで	78,000円	63,000円
		午後・夜間	午後1時から午後10時まで	114,000円	94,000円
		全日	午前9時から午後10時まで	142,000円	116,000円
	土・日・祝日	午前	午前9時から正午まで	35,000円	28,000円
		午後	午後1時から午後5時まで	62,000円	50,000円
		夜間	午後6時から午後10時まで	80,000円	65,000円
		午前・午後	午前9時から午後5時まで	97,000円	78,000円
		午後・夜間	午後1時から午後10時まで	142,000円	115,000円
		全日	午前9時から午後10時まで	177,000円	143,000円
小ホール	平日	午前	午前9時から正午まで	8,000円	6,000円
		午後	午後1時から午後5時まで	14,000円	11,000円
		夜間	午後6時から午後10時まで	19,000円	15,000円
		午前・午後	午前9時から午後5時まで	22,000円	17,000円
		午後・夜間	午後1時から午後10時まで	33,000円	26,000円
		全日	午前9時から午後10時まで	41,000円	32,000円
	土・日・祝日	午前	午前9時から正午まで	10,000円	8,000円
		午後	午後1時から午後5時まで	18,000円	14,000円
		夜間	午後6時から午後10時まで	23,000円	18,000円
		午前・午後	午前9時から午後5時まで	28,000円	22,000円
		午後・夜間	午後1時から午後10時まで	41,000円	32,000円
		全日	午前9時から午後10時まで	51,000円	40,000円
展示室 (改定なし)	平日	午前	午前9時から正午まで	2,800円	2,800円
		午後	午後1時から午後5時まで	4,200円	4,200円
		夜間	午後6時から午後10時まで	5,600円	5,600円
		午前・午後	午前9時から午後5時まで	7,000円	7,000円
		午後・夜間	午後1時から午後10時まで	9,800円	9,800円
		全日	午前9時から午後10時まで	12,600円	12,600円
	土・日・祝日	午前	午前9時から正午まで	3,500円	3,500円
		午後	午後1時から午後5時まで	4,900円	4,900円
		夜間	午後6時から午後10時まで	7,000円	7,000円
		午前・午後	午前9時から午後5時まで	8,400円	8,400円
		午後・夜間	午後1時から午後10時まで	11,900円	11,900円
		全日	午前9時から午後10時まで	15,400円	15,400円

第1会議室	30分につき		300円	250円	
第2会議室			150円	100円	
第3会議室			300円	250円	
和室			250円	200円	
第1練習室			250円	200円	
第2練習室			150円	100円	
第3練習室			200円	150円	
大ホール		楽屋No.1	午前	午前9時から正午まで	800円
	午後		午後1時から午後5時まで	800円	500円
	夜間		午後6時から午後10時まで	800円	500円
	午前・午後		午前9時から午後5時まで	1,600円	1,000円
	午後・夜間		午後1時から午後10時まで	1,600円	1,000円
	全日		午前9時から午後10時まで	2,400円	1,500円
	楽屋No.2 (和室)	午前	午前9時から正午まで	800円	500円
		午後	午後1時から午後5時まで	800円	500円
		夜間	午後6時から午後10時まで	800円	500円
		午前・午後	午前9時から午後5時まで	1,600円	1,000円
		午後・夜間	午後1時から午後10時まで	1,600円	1,000円
		全日	午前9時から午後10時まで	2,400円	1,500円
	楽屋No.3	午前	午前9時から正午まで	300円	300円
		午後	午後1時から午後5時まで	300円	300円
		夜間	午後6時から午後10時まで	300円	300円
		午前・午後	午前9時から午後5時まで	600円	600円
		午後・夜間	午後1時から午後10時まで	600円	600円
		全日	午前9時から午後10時まで	900円	900円
	楽屋No.4	午前	午前9時から正午まで	300円	300円
		午後	午後1時から午後5時まで	300円	300円
		夜間	午後6時から午後10時まで	300円	300円
		午前・午後	午前9時から午後5時まで	600円	600円
		午後・夜間	午後1時から午後10時まで	600円	600円
		全日	午前9時から午後10時まで	900円	900円
	楽屋No.5 (和室)	午前	午前9時から正午まで	300円	300円
		午後	午後1時から午後5時まで	300円	300円
		夜間	午後6時から午後10時まで	300円	300円
		午前・午後	午前9時から午後5時まで	600円	600円
		午後・夜間	午後1時から午後10時まで	600円	600円
		全日	午前9時から午後10時まで	900円	900円
シャワー室	午前	午前9時から正午まで	800円	700円	
	午後	午後1時から午後5時まで	800円	700円	
	夜間	午後6時から午後10時まで	800円	700円	
	午前・午後	午前9時から午後5時まで	1,600円	1,400円	
	午後・夜間	午後1時から午後10時まで	1,600円	1,400円	
	全日	午前9時から午後10時まで	2,400円	2,100円	

小ホール	楽屋No. 1 (和室)	午前	午前9時から正午まで	300円	300円
		午後	午後1時から午後5時まで	300円	300円
		夜間	午後6時から午後10時まで	300円	300円
		午前・午後	午前9時から午後5時まで	600円	600円
		午後・夜間	午後1時から午後10時まで	600円	600円
		全日	午前9時から午後10時まで	900円	900円
	楽屋No. 2 (和室)	午前	午前9時から正午まで	300円	300円
		午後	午後1時から午後5時まで	300円	300円
		夜間	午後6時から午後10時まで	300円	300円
		午前・午後	午前9時から午後5時まで	600円	600円
		午後・夜間	午後1時から午後10時まで	600円	600円
		全日	午前9時から午後10時まで	900円	900円
	楽屋No. 3	午前	午前9時から正午まで	300円	300円
		午後	午後1時から午後5時まで	300円	300円
		夜間	午後6時から午後10時まで	300円	300円
		午前・午後	午前9時から午後5時まで	600円	600円
		午後・夜間	午後1時から午後10時まで	600円	600円
		全日	午前9時から午後10時まで	900円	900円
	シャワー室	午前	午前9時から正午まで	300円	300円
		午後	午後1時から午後5時まで	300円	300円
		夜間	午後6時から午後10時まで	300円	300円
		午前・午後	午前9時から午後5時まで	600円	600円
		午後・夜間	午後1時から午後10時まで	600円	600円
		全日	午前9時から午後10時まで	900円	900円
リハーサル室	午前	午前9時から正午まで	1,700円	1,200円	
	午後	午後1時から午後5時まで	1,700円	1,200円	
	夜間	午後6時から午後10時まで	1,700円	1,200円	
	午前・午後	午前9時から午後5時まで	3,400円	2,400円	
	午後・夜間	午後1時から午後10時まで	3,400円	2,400円	
	全日	午前9時から午後10時まで	5,100円	3,600円	
楽屋事務室	午前	午前9時から正午まで	廃止	100円	
	午後	午後1時から午後5時まで	廃止	100円	
	夜間	午後6時から午後10時まで	廃止	100円	
	午前・午後	午前9時から午後5時まで	廃止	200円	
	午後・夜間	午後1時から午後10時まで	廃止	200円	
	全日	午前9時から午後10時まで	廃止	300円	
主催者事務室	午前	午前9時から正午まで	100円	100円	
	午後	午後1時から午後5時まで	100円	100円	
	夜間	午後6時から午後10時まで	100円	100円	
	午前・午後	午前9時から午後5時まで	200円	200円	
	午後・夜間	午後1時から午後10時まで	200円	200円	
	全日	午前9時から午後10時まで	300円	300円	

第4条 秦野市立宮永岳彦記念美術館条例の一部改正

第11条中表

単位		改定案	現行
1日	市内のもの	5,000円	2,500円
	市外のもの	10,000円	5,000円

第5条 秦野市表丹沢野外活動センター条例の一部改正

別表

区分		単位		改定案	現行
キャンプ場	宿泊する場合	1名	市内の者	400円	200円
		1泊につき	市外の者	800円	400円
	宿泊しない場合	1名	市内の者	200円	100円
		1日につき	市外の者	400円	200円
研修棟	宿泊する場合	1名	市内の者	1,800円	1,200円
		1泊につき	市外の者	2,400円	1,500円
	宿泊しない場合	1室	市内の者	300円	200円
		1時間につき	市外の者	600円	400円
いろいろ棟（昔の生活学習館） （専用使用する場合）		1時間につき	市内の者	600円	600円
活動室			市外の者	1,200円	1,200円
			市内の者	1,700円	1,000円
調理室			市外の者	3,400円	2,000円
			市内の者	600円	300円
広場（専用使用する場合）			市外の者	1,200円	600円
			市内の者	400円	200円
			市外の者	800円	400円

第6条 秦野市立サンライフ鶴巻条例の一部改正

別表

使用の区分		単位	改定案	現行
専用	体育室	30分につき	400円	350円
	創作活動室		100円	150円
	大会議室		150円	150円
	特別会議室		100円	100円
	和室	2分の1室30分につき	50円	50円
		全室30分につき	100円	100円
共用	体育室	1回（2時間以内）につき	200円	200円
	創作活動室		200円	200円
	大会議室		200円	200円
	トレーニングルーム		350円	250円

第7条 秦野市保健福祉センター条例の一部改正

別表の1 多目的ホール基本使用料

(1) ステージ・椅子仕様とする場合

区分			改定案	現行	
多目的ホール	平日	午前	午前9時から正午まで	4,500円	3,000円
		午後	午後1時から午後5時まで	8,200円	5,500円
		夜間	午後6時から午後10時まで	11,200円	7,500円
		午前・午後	午前9時から午後5時まで	12,700円	8,500円
		午後・夜間	午後1時から午後10時まで	19,500円	13,000円
		全日	午前9時から午後10時まで	24,000円	16,000円
	土・日・祝日	午前	午前9時から正午まで	6,000円	4,000円
		午後	午後1時から午後5時まで	10,500円	7,000円
		夜間	午後6時から午後10時まで	13,500円	9,000円
		午前・午後	午前9時から午後5時まで	16,500円	11,000円
		午後・夜間	午後1時から午後10時まで	24,000円	16,000円
		全日	午前9時から午後10時まで	30,000円	20,000円

(2) ステージ・椅子仕様としない場合

区分		改定案	現行
多目的ホール	1時間につき	1,500円	1,000円

別表の2 会議室等基本使用料

区分		改定案	現行	
第1会議室	30分につき	50円	50円	
第2会議室		100円	100円	
第3会議室		250円	250円	
第4会議室		400円	400円	
第4会議室の使用区分		会議室1	200円	200円
		会議室2	200円	200円
和室		150円	100円	
教養娯楽室		600円	450円	
教養娯楽室の使用区分		教養娯楽室1	200円	150円
		教養娯楽室2	200円	150円
		教養娯楽室3	200円	150円
創作活動室		200円	新規設定	

第8条 秦野市広畑ふれあいプラザ条例の一部改正

別表

区分		改定案	現行
多目的ホール	30分につき	400円	無料
学習室1		150円	無料
学習室2		150円	無料
創作活動室		150円	無料
和室1		150円	無料
和室2		150円	無料
調理室		150円	無料

第9条 秦野市末広ふれあいセンター条例の一部改正

別表

区分		改定案	現行
会議室	30分につき	100円	無料
調理室		100円	無料
和室		100円	無料
洋室		100円	無料
伝統文化継承室		100円	無料
世代間交流室		150円	無料

第10条 秦野市曲松児童センター条例の一部改正

別表

区分	単位		改定案	現行
会議室A	30分につき	調理室とあわせて使用する場合は、右の料金に50円を加算	150円	100円
会議室B			100円	100円
和室A			50円	100円
和室B			50円	100円

第11条 秦野市中野健康センター条例の一部改正

別表第1 (トレーニング室)

単位等		改定案	現行
1回(2時間につき)	市内の者	300円	200円
	市外の者	600円	400円

別表第2 (多目的室・和室)

使用の区分		単位		改定案	現行
専用	多目的室	30分につき	コミュニティ保育室とあわせて使用する場合は、右の料金に50円を加算する。	200円	200円
	和室	30分につき		200円	200円

第12条 秦野市ほうらい会館条例の一部改正

別表

区分		改定案	現行
生活改善室	30分につき	100円	100円
和室		200円	100円
会議室		200円	100円
集会室		200円	100円
小会議室		100円	100円

第13条 秦野市里山ふれあいセンター条例の一部改正

別表

使用の区分	単位	改定案	現行
研修室	30分につき	200円	100円
木工自習室	1名1回につき	300円	200円

第14条 秦野市都市公園条例の一部改正

別表第2の1（行為に係る使用料）

行為の区分	単位		改定案	現行
物品の販売、募金その他これらに類する行為	使用面積1㎡当たり	1日につき	300円	300円
		半日につき	150円	新規設定
		1時間につき	40円	新規設定
営業を目的として写真を撮影する行為	撮影機1台当たり	1日につき	300円	300円
営業を目的として映画を撮影する行為	1日につき		5,090円	5,090円
興行の行為	使用面積1㎡当たり	1日につき	30円	30円
		半日につき	15円	新規設定
		1時間につき	4円	新規設定
競技会、展示会、集会その他これらに類する行為	使用面積1㎡当たり	1日につき	9円	9円
		半日につき	4円	新規設定
		1時間につき	1円	新規設定
その他の行為			その都度市長が定める額	

別表第2の2 (有料公園施設の使用料)

使用の区分			単位	改定案	現行	
秦野市カルチャーパーク陸上競技場	専用 (団体)	競技用器具を使用する場合	市内の者	午前のみにつき	7,000円	4,000円
				午後のみにつき	9,000円	5,000円
				1日につき	14,000円	8,000円
			市外の者	午前のみにつき	14,000円	8,000円
				午後のみにつき	18,000円	10,000円
				1日につき	28,000円	16,000円
		競技用器具を使用しない場合	市内の者	午前のみにつき	5,000円	3,000円
				午後のみにつき	7,000円	4,000円
				1日につき	10,000円	6,000円
			市外の者	午前のみにつき	10,000円	6,000円
				午後のみにつき	14,000円	8,000円
				1日につき	20,000円	12,000円
		運動会等で使用し、競技用器具を使用する場合	市内の者	午前のみにつき	19,000円	11,000円
				午後のみにつき	22,000円	13,000円
				1日につき	38,000円	22,000円
			市外の者	午前のみにつき	38,000円	22,000円
				午後のみにつき	44,000円	26,000円
				1日につき	76,000円	44,000円
	運動会等で使用し、競技用器具を使用しない場合	市内の者	午前のみにつき	17,000円	10,000円	
			午後のみにつき	21,000円	12,000円	
			1日につき	35,000円	20,000円	
		市外の者	午前のみにつき	34,000円	20,000円	
			午後のみにつき	42,000円	24,000円	
			1日につき	70,000円	40,000円	
共用 (個人)	市内の者	1回につき		100円	100円	
	市外の者		200円	200円		
	年間利用		3,000円	2,500円		
秦野市カルチャーパーク水泳プール	共用 (個人)	市内の者	1回につき	200円	200円	
			開設期間中	4,000円	4,000円	
		市外の者	1回につき	400円	400円	
	専用 (団体)	50メートルプールを使用する場合	午前のみにつき	10,000円	10,000円	
			午後のみにつき	14,000円	14,000円	
			1日につき	20,000円	20,000円	
秦野市カルチャーパーク野球場	市内の者	1時間につき		2,000円	1,000円	
	市外の者		10,000円	5,000円		
秦野市カルチャーパーク庭球場	市内の者	1面、1時間につき		500円	400円	
	市外の者		3,000円	2,000円		
秦野市カルチャーパーク管理棟集会室	市内の者	30分につき		100円	新規設定	
	市外の者		200円	新規設定		

秦野市カルチャーパーク総合体育館	専用（団体）	メインアリーナ	3分の1面、1時間につき	1,400円	700円	
			2分の1面、1時間につき	2,200円	1,100円	
			3分の2面、1時間につき	2,800円	1,400円	
			全面、1時間につき	4,200円	2,100円	
		サブアリーナ	2分の1面、1時間につき	700円	350円	
			全面、1時間につき	1,400円	700円	
		第1武道場	2分の1面、1時間につき	500円	250円	
			全面、1時間につき	1,000円	500円	
		第2武道場	2分の1面、1時間につき	500円	250円	
			全面、1時間につき	1,000円	500円	
	弓道場	1時間につき	800円	400円		
	第1会議室		300円	100円		
	第2会議室		200円	50円		
	第3会議室		200円	50円		
共用（個人）	サブアリーナ 第1武道場 第2武道場 弓道場 トレーニングルーム	1回（2時間以内につき）	200円	200円		
			400円	300円		
秦野市おおね公園庭球場		市内の者	1面、1時間につき	400円	300円	
		市外の者		2,000円	1,500円	
秦野市おおね公園多目的広場	専用（団体）	市内の者	2分の1面、1時間につき	800円	400円	
			全面、1時間につき	1,600円	800円	
		市外の者	2分の1面、1時間につき	3,000円	1,500円	
			全面、1時間につき	6,000円	3,000円	
	共用（個人）	市内の者	1回（2時間以内につき）	100円	無料	
		市外の者		200円	無料	
秦野市おおね公園温水プール		専用（団体）	1時間まで	10,000円	10,000円	
			1時間を超えるとき、1時間につき	8,000円	8,000円	
		プール	共用（個人）	大人1回につき	600円	450円
				年齢満70歳以上 市内の者 平日（7月及び8月を除く。）	400円	250円
				年齢満70歳以上 市内の者 土曜日、日曜日及び休日並びに7月及び8月の平日	600円	450円
				年齢満70歳以上 市外の者	600円	450円
				子ども	200円	200円
		トレーニングルーム	共用（個人）	1回（2時間以内につき）	400円	300円
秦野市立野緑地庭球場		市内の者	1面、1時間につき	500円	300円	
		市外の者		2,500円	1,500円	

別表第2の3（有料公園附属設備の使用料）

使用の区分		単位	改定案	現行
秦野市カルチャーパーク野球場	電光掲示板設備	1時間につき	1,200円	500円

（注）

1 この資料は、条例案新旧対照表において省略した「別表」に相当する内容を整理したものである。

2 この資料において、使用の単位を「30分」に改定する施設については、比較を容易にするため、現行の使用料の欄は、現行の条例で使用の単位を「1時間」として規定している額の2分の1の額を掲載している。

「秦野市公共施設使用料の適正化に係る関係条例の整備に関する
条例」の施行に伴う関係規則の概要（案）

1 子どもを含む使用における使用料の減額（全施設）

子育て世代の負担軽減及び子ども・子育て施策の充実のため、義務教育終了前の子どもを含む専用使用（子どもへの教育、学習又は技術の教授等の指導行為がある場合に限る。）を行った者に対し、「はだのっ子応援券（仮称）」を交付する。

この応援券は、次回以降の同一施設の使用申請時に提出することにより、使用料の50パーセントに相当する額として使用できるものとする。

ただし、この応援券を使用した場合及び他の規定により使用料が減免される場合は、新たに応援券の交付を受けることができないものとする。また、他の規定により使用料の減額を受ける場合は、応援券との併用はできないものとする。

2 使用料を減免する基準（全施設）

公民館条例施行規則第12条に定める減免基準を基本として、全施設に係る減免基準を統一する。

- (1) 本市が事業支援する、社会教育に係る団体又は公共的団体が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するときは、「免除」する。
- (2) 本市で活動する、社会福祉に係る団体、子育て支援に係る団体、ボランティア団体及び特定非営利活動法人が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するときは、「免除」する。
- (3) 前2号に掲げる事業以外で、本市が共催する事業のために使用するときは、「50パーセント減額」する。
- (4) 市内の高等学校及び本市と提携事業を実施する大学が教育活動として使用するときは、「免除」する。
- (5) 前号に掲げる高等学校及び大学以外の高等学校又は大学が教育活動として使用するときは、「50パーセント減額」する。

また、市内の中学校及び高等学校（これらに準じる学校を含む。）の部活動で 사용할 ことができる施設については、一定の条件（顧問の引率があること、抽選予約の後に空き時間がある場合に限ること等）のもとに、施設使用料を免除する規定を新設する。

3 新規に開放し、又は有料化するための手続等（4施設）

- (1) 図書館視聴覚室の使用について、使用時間、仮申請及び申請を行うことができる期間、使用料の納付、使用料の還付基準及び使用料の減免基準等を定める。
- (2) 保健福祉センターの使用について、使用料の減免基準を定める。
- (3) 広畑ふれあいプラザ及び末広ふれあいセンターの使用について、使用料の納付、使用料の還付及び使用料の減免基準等を定める。

4 定期的企業使用に係る条件（3施設）

保健福祉センター、広畑ふれあいプラザ及び曲松児童センターについて、市民向けの教室又は講座のために定期使用させることができる部屋、時間帯、使用の期間、使用の対価、使用者の募集及び選定等について定める。

5 備品、設備等の利用料及び納付期限（全施設）

- (1) 今後更新を行った場合又は耐用年数が延伸される多額の補修費をかけた場合には、新たに利用料を設定する。
- (2) 利用料の納付期限は、利用を開始するときまでとする。

6 おおね公園温水プールを無料化する期間

子ども又は年齢満70歳以上の方がおおね公園温水プールを共用で使用するときの使用料を無料とする期間について定める。